

きのくにコミュニティスクールの つくり方

平成29年
和歌山県教育委員会

〈 目 次 〉

I	きのくにコミュニティスクールとは？	1
1	きのくにコミュニティスクールの仕組み	1
2	学校運営協議会について	2
3	きのくに共育コミュニティについて	3
II	きのくにコミュニティスクール設置に向けて	5
1	既存の取組からきのくにコミュニティスクールへ	5
III	きのくにコミュニティスクール設置の手順	7
1	具体的な手順イメージ	7
2	市町村教育委員会がすること	8
3	学校がすること	9
IV	参考資料	11
1	きのくにコミュニティスクール導入例	11
2	予算に関する参考資料	13
3	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（第47条の6）	14
4	「学校運営協議会規則」の例	15
5	「和歌山県学校運営協議会規則」	19
6	「和歌山県学校運営協議会の運営に関する要綱」	21

I きのくにコミュニティスクールとは？

1 きのくにコミュニティスクールの仕組み

「きのくにコミュニティスクール」とは、学校運営協議会を設置した学校（コミュニティ・スクール）とそれを支える既存の「きのくに共育コミュニティ」との連携・協働により、社会総掛かりで教育を実現する仕組みです。

また、教育基本法第十三条（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）を具体化する仕組みでもあります。

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協働に努めるものとする。

・ 設置のねらい

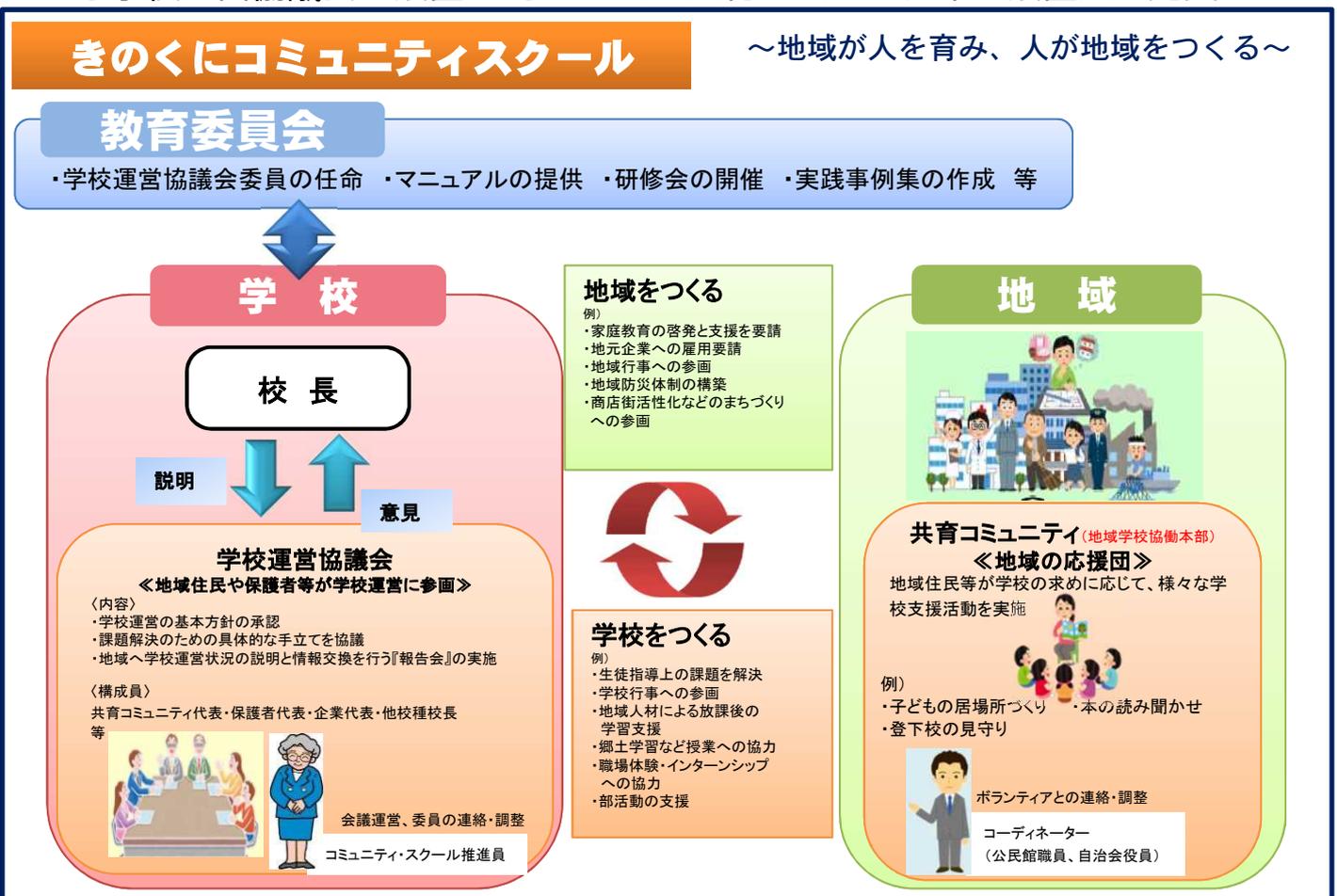
子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・困難化しており、教育改革、地方創生等の動向からも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されています。

そこで、学校や地域が抱える課題を解決するとともに、地域を担う人材を育成するために「きのくに共育コミュニティ」の取組を充実させながら、学校と地域が連携・協働し、当事者意識をもって子供の成長を支えていく学校づくりを進める「きのくにコミュニティスクール」を導入します。

・ 設置のイメージ

主には・・・

- 学校運営協議会の設置
- きのくに共育コミュニティの設置又は充実



2 学校運営協議会について

・ 学校運営協議会とは(役割・委員構成)

【役割】

- ・ 学校運営に関する基本的な方針の承認
- ・ 学校運営に関する学校や教育委員会への意見の申し出
- ・ 学校や地域の課題解決に向けた協議や熟議
- ・ 課題解決に向けた地域や家庭への要請

【委員構成】

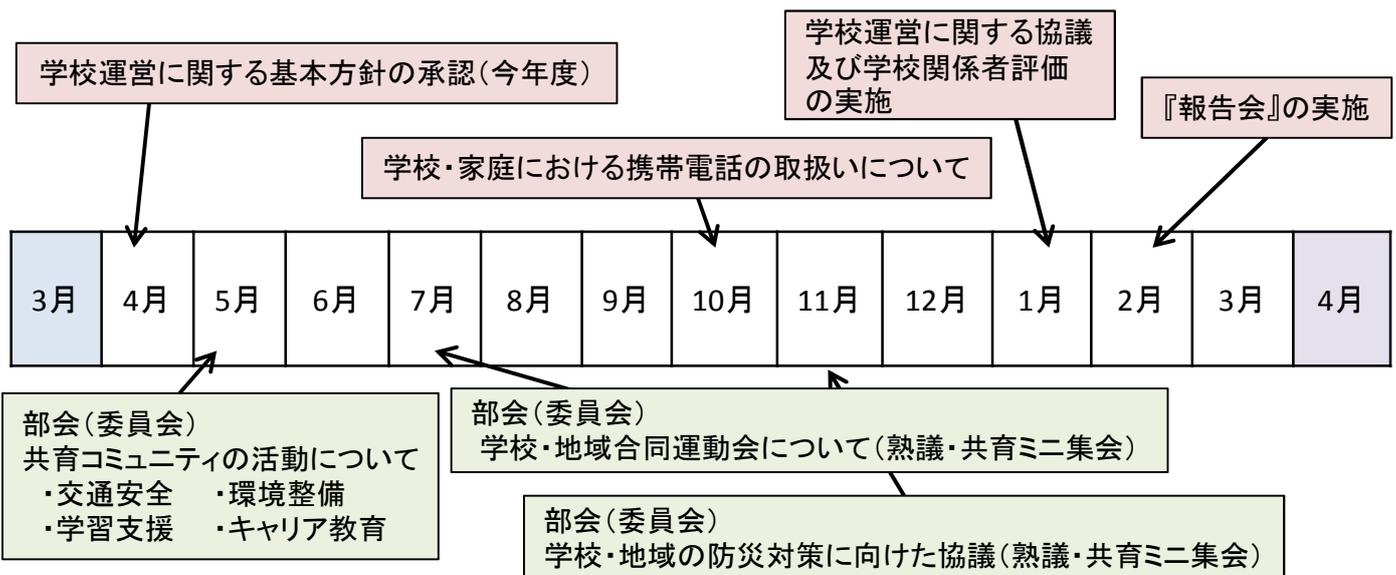
保護者や地域住民・コーディネーター（きのくに共育コミュニティ等）・接続する他校種の校長・園(所)長・自治会長・有識者・企業代表・当該校校長 等

・ 学校運営協議会開催計画(例)

※下記の例は学校運営協議会の下に部会（委員会）を置いた場合の一例です。

学校運営協議会を設置する際に、必ずしも新たな部会（委員会）を設置する必要はなく、既存の校内組織を生かすことが可能です。

【学校運営協議会・部会(委員会)開催計画(例)】



3 きのくに共育コミュニティについて

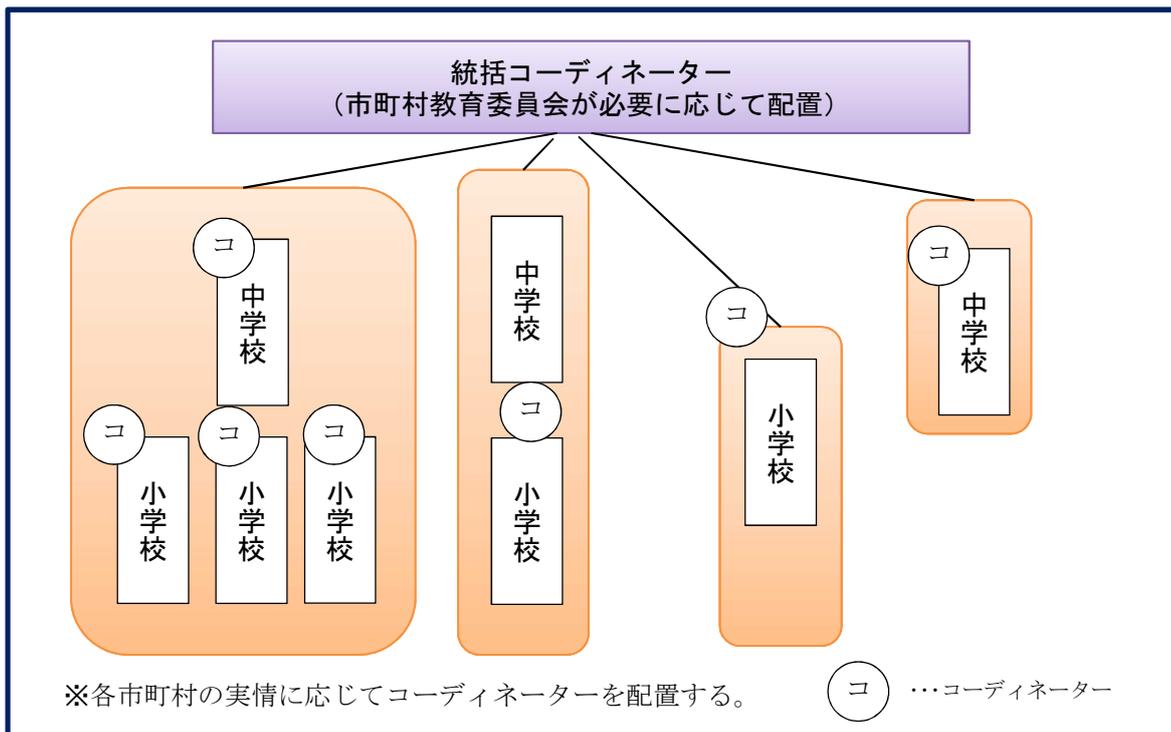
・ きのくに共育コミュニティとは

「きのくに共育コミュニティ」とは、地域住民が学校の求めに応じて、様々な学校支援活動を実施する仕組みです。

本県では、平成20年度から「子供を中心に」「子供のために」をキーワードとし、子供だけでなく、大人同士のつながりも育む場として「きのくに共育コミュニティ」の形成を進めています。「共育」という言葉には、子供も大人も共に育ち、育て合うという願いを込めています。



・ きのくに共育コミュニティの仕組み(例)



・ きのくに共育コミュニティの活動(例)

- ・ 地域全体での防災活動
- ・ 授業の支援（ゲストティーチャー・授業補助等）
- ・ 児童生徒の安全安心のための登下校の見守り
- ・ 環境整備
- ・ 本の読み聞かせ
- ・ 図書館の開館業務 等

(参考)

1 コミュニティ・スクールとは(国の考え方)

『コミュニティ・スクールって何?!(文部科学省)』参考

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)とは

コミュニティ・スクール = 「学校運営協議会」を設置している学校

子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題の複雑化・困難化

地域社会のつながりの希薄化
児童虐待の増加
規範意識や社会性等の課題
貧困問題の深刻化 等

課題解決のためには社会総がかりでの教育が必要

学校と地域の連携・協働

「地域とともにある学校」へ転換するためにコミュニティ・スクールの仕組みを活用

地域住民や保護者等が
学校運営に参画

「学校運営協議会」は、次の法律に基づく制度で、主に3つの機能があります。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6】H29一部改正
教育委員会は、学校運営協議会を設置(努力義務)

- 校長が作成する学校運営の**基本方針の承認**をすること(必須)
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができること

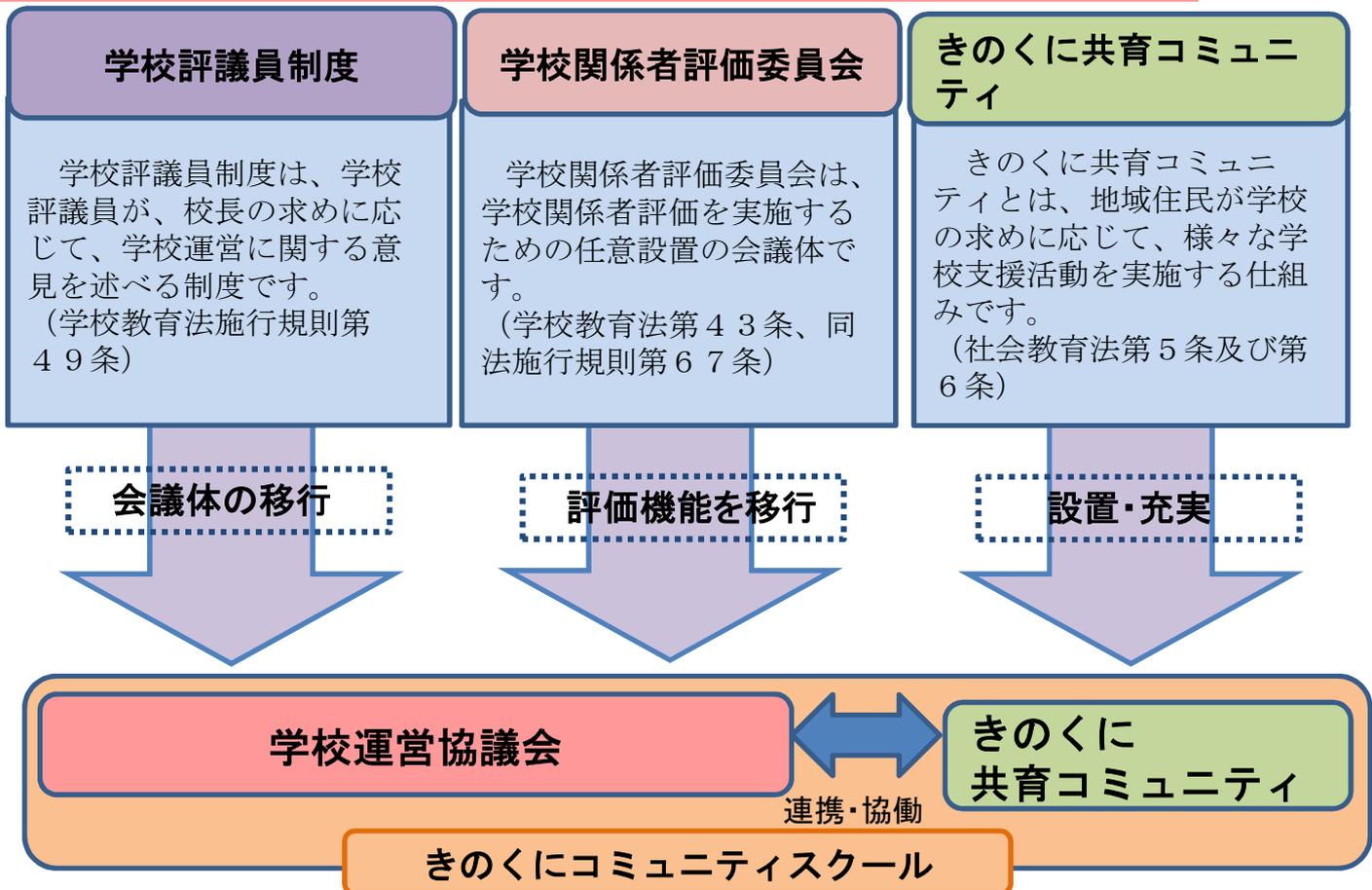
2 設置による効果(全国の事例より)

『文部科学省委託調査研究報告書』『コミュニティ・スクール推進協議会実施報告』参考

- 学校運営協議会の実働組織(学習支援ボランティア等)の協力等により、教育支援が充実し、学力向上に成果があった。
- 住民による地域パトロールの徹底により、補導件数が激減した。
- 学校からの情報発信をスムーズに行うことができ、保護者や地域からの苦情が減った。
- 小学校就学予定児童の保護者説明会で、地域住民や保護者の代表が、保護者のマナーなど学校からは伝えにくい内容に踏み込んで説明してくれた。
- 地域住民や保護者に教育活動へ参画してもらうことで教員の不安が薄れ、共に教育に取り組む意識が醸成された。
- 保護者の要望等を間接的に学校運営協議会が学校に伝え、円滑な解決につながった。

Ⅱ きのくにコミュニティスクール設置に向けて

1 既存の取組からきのくにコミュニティスクールへ



「学校評議員」「学校関係者評価」「きのくに共育コミュニティ」などの取組は、学校と地域の協働関係・信頼関係の土台となる大切な取組です。それらをベースとし、段階的にコミュニティ・スクールに発展していくことで、さらに組織的・継続的な体制が確立され、従来の取組も一層充実していきます。

《既存の取組や組織からコミュニティ・スクールに発展した場合にさらに充実すること(内容)》

- 事業としての類似の仕組みから、法に基づく学校運営協議会の仕組みに発展することで、**組織的・継続的な連携・協働体制が確立**される。
- 学校運営の**当事者**として委員から意見が得られ、学校や地域の課題解決に向けた協議や熟議ができるとともに学校運営の改善・充実が図られる。
- 学校・家庭・地域において**共通したビジョンをもった教育活動等が可能**となり、主体的・能動的な取組となる。
- 基本方針の承認を通じて、地域等に対する説明責任の意識が向上し、地域等の理解・協力を得た**風通しのよい学校運営**が可能となる。
- 学校運営の改善を果たす**P D C A サイクルが確立**しやすくなる。
- 保護者や地域住民が学校運営に参画するだけでなく、学校も地域や家庭に様々な**要請を行うことが可能**となる。(〈例〉家庭教育の啓発、地元企業への雇用)

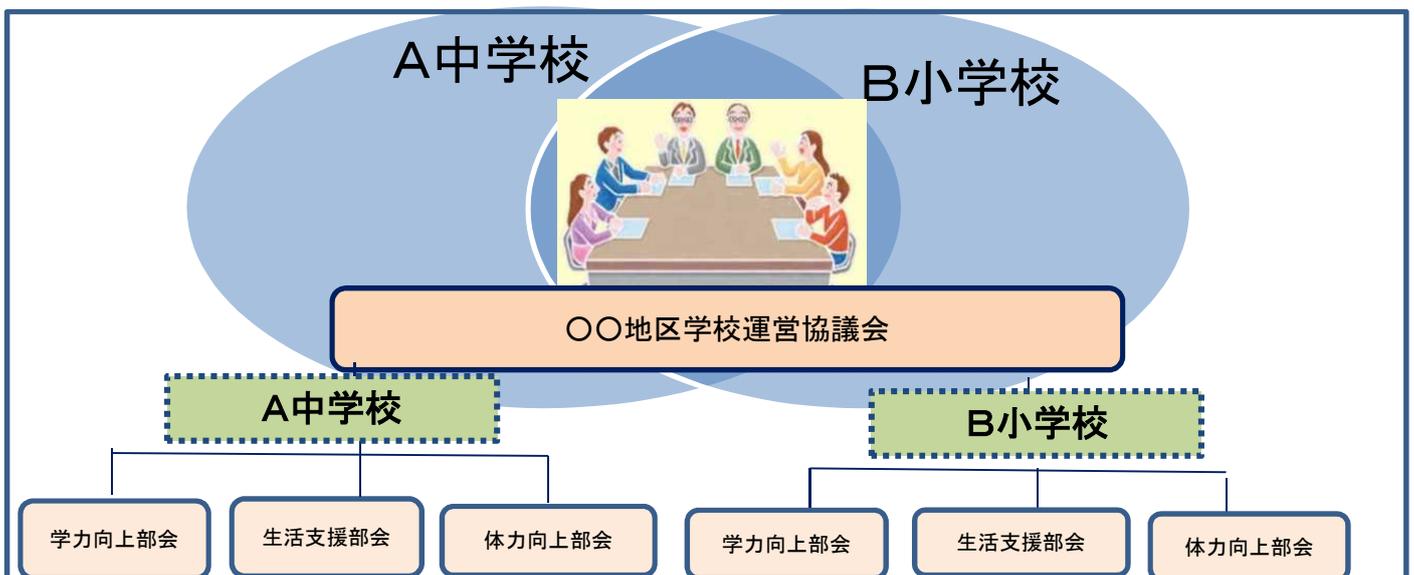
学校運営協議会は1校に1つ？

学校運営協議会は1つの学校に1つ置かれることとなりますが、それぞれの学校運営協議会を置く学校が、法令の規定に基づき小中・中高一貫教育を施す場合、地域住民等の支援を得ながら同一中学校区内の小学校と中学校が密接に連携して教育活動を行っている場合など、2つ以上の学校に1つの学校運営協議会を置くことができます。中学校区内の各学校運営協議会が合同で会議を開催し、地域全体の教育について協議するなど、弾力的な取組を行うことができます。その趣旨は、学校間の接続や連携の強化を図り、より効果的な学校運営の実現を可能とする点にあります。

- 例1：全校の学校運営協議会の委員全員を同一メンバーで構成し合同開催
- 例2：各校の学校運営協議会に加え、中学校区全体を統括するコミュニティ・スクール委員会を設置。委員は兼務。
- 例3：各校の学校運営協議会の代表が集うブロック協議会を設置。
- 例4：合同会議等は開催しないが、一部の委員が兼務。

《A中学校区運営協議会の場合》

A中学校がある町は、小学校1校、中学校1校であるため、両学校の学校運営協議会の委員全員を、同一メンバーで構成しています。

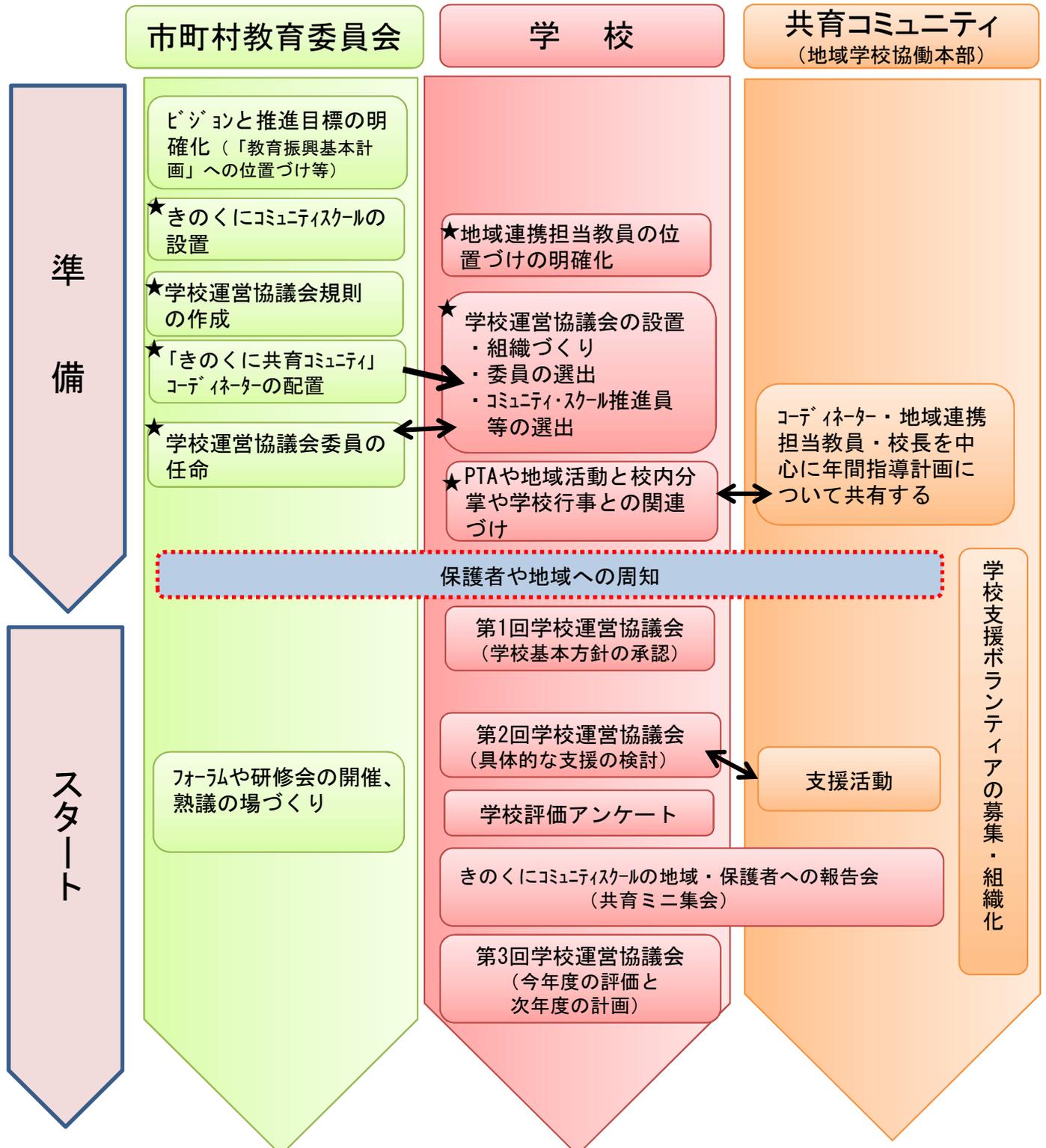


学校運営協議会の下部組織として小学校・中学校に既存の校務分掌を活用した3部会を構成し、学校運営協議会で話し合われたことを各部会で共有。それぞれの学校で具体的な手立てを決定し、活動を展開しています。

Ⅲ きのくにコミュニティスクール設置 の手順

1 具体的な手順イメージ

★については2, 3で説明



2 市町村教育委員会がすること

- ①きのくにコミュニティスクールの設置
- ②学校運営協議会規則の作成
- ③コミュニティ・スクール推進員等の配置
- ④「きのくに共育コミュニティ」コーディネーターの配置
- ⑤学校運営協議会委員の任命 等

①きのくにコミュニティスクールの設置

学校や地域が抱える課題を解決するため、学校と地域が連携した取組「地域とともにある学校づくり」を推進する、きのくにコミュニティスクールを教育委員会が設置する。

②学校運営協議会規則の作成

教育委員会が「学校運営協議会規則」を作成する際のポイント

コミュニティ・スクールを設置する教育委員会は、教育委員会規則として「学校運営協議会規則」を制定する必要があります。

※規則についてはp.19「和歌山県学校運営協議会規則」参照

学校運営協議会規則の項目(例)
目的
趣旨
指定
学校運営に関する基本的な方針の承認
学校運営等に関する意見の申し出
学校運営等に関する評価及び情報提供
住民参画の促進等
委員の任命
守秘義務等
任期
報酬
会長及び副会長
議事
会議の公開
研修
指導及び助言
指定の取消し
委員の解任

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6」による規則であることを明記します。

- ・学校運営に関する基本的な方針の承認(必須)
- ・学校や教育委員会への意見の申し出

「教職員の任用に関する意見」については、個人を特定するような意見を除くなど、意見の範囲について一定の規定を設けることが適切です。

PDCAサイクルを機能させるために、学校関係者評価に関する項目を、規則で定めているところがあります。

きのくに共育コミュニティを行っている自治体を中心に、学校支援の機能を規則に定めることができます。

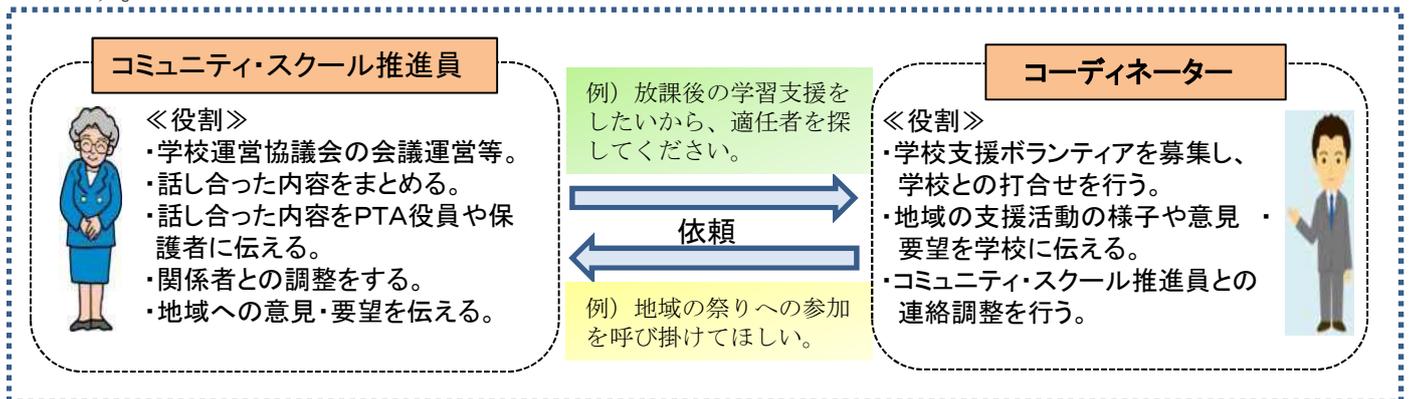
- 学校運営協議会委員の具体的な任免の手続きや任期は、教育委員会規則で定め、教育委員会が任命します。校長の推薦により、教育委員会が委員を任命している場合もあります。
- 委員は、校長が作成する基本方針の承認等の一定の権限を持つことから、特別職非常勤の地方公務員として任命されます。また、学校運営協議会委員のその性質上、守秘義務等についても教育委員会規則で定めることが適当です。

③コミュニティ・スクール推進員等の配置

学校と委員との連絡調整や会議運営（開催案内の作成、会議資料の印刷、会議録・広報誌の作成、アンケート集計等）を行い、学校運営協議会の円滑・効果的な実施を促すための「コミュニティ・スクール推進員」を配置します。

④「きのくに共育コミュニティ」コーディネーターの配置

地域の特性を生かしながら学校・家庭・地域の求めるニーズを受けとめ、地域住民や学校との連絡調整を行い、具体的な活動を企画・立案するための「コーディネーター」を配置します。



⑤学校運営協議会委員の任命

校長が推薦した委員を任命する。（p.10「委員の選出」を参照）

実質的で活発な議論を通じて学校運営の方向性を検討するためには、一定の人数が必要であるとともに、校長とともに協力しながら行動できる委員を選定することが重要です。

3 学校がすること

- ①地域連携担当教員の位置づけの明確化
- ②学校運営協議会の設置
 - ・組織づくり
 - ・委員の選出
 - ・コミュニティ・スクール推進員等の配置
- ③校内分掌・学校行事との関連づけ 等

①地域連携担当教員の位置づけの明確化

学校組織の中で、学校と地域住民をつなぐ役割を担い、学校内におけるコーディネート機能の充実を図ります。

《 役割の例 》

- ・校内・校区内・教育委員会との連絡・調整
- ・教職員等の支援ニーズの把握・調整
- ・学校支援活動の運営・企画・総括
- ・地域との連携に係る研修の企画・実施、先進校の視察等

②学校運営協議会の設置

・組織づくり

学校運営協議会を組織するにあたっては、まず教職員・保護者・地域住民が、設置した目的や仕組みなどを理解する必要があります。そのために、コミュニティ・スクールの運営方法等の学習会や先進校視察、広報活動を十分に行う必要があります。共育コミュニティ・学校評議員等の既存の仕組みを生かすなど、学校や地域の実情に応じた組織づくりを行います。

(例)

〈学校運営協議会〉	
◇協議会の名称	◇委員数 () 人
◇協議する主な内容 (議題)	◇委員構成 ()
・ () に関する事	◇年間指導計画の作成
・ () に関する事	◇協議会の進め方
・ () に関する事	
・ () に関する事	

〈部会 (委員会) 運営〉

- ◇ () 部会
- ◇ () 部会
- ◇ () 部会

※既存の組織の活用・連携

・委員の選出

学校運営協議会委員を選出するときのポイント

委員構成や人数・任期については、教育委員会規則で定めることとなりますが、実質的で活発な議論を通じて学校運営協議会としての一定の方向性を決定できる程度の人数や、目的に対して、建設的な議論ができることなどが必要となり、校長とともに協力しながら行動していける委員を選定することが重要です。

なお、委員には保護者やコーディネーターを含む地域住民のほか、学校や地域の実情に応じて、大学教授等の有識者、教育委員会事務局職員（指導主事等）等も考えられます。

委員(例)

保護者や地域住民・コーディネーター（きのくに共育コミュニティ等）・接続する他校種の校長・園(所)長・自治会長・有識者・企業代表・公民館長・民生委員代表・青年会議所代表・おやじの会代表・伝統芸能保存会代表・同窓会代表・指導主事・社会教育主事・当該校校長 等

※市町村や学校の規模に応じて、人数には幅があります。

※幅広い地域や分野からの人を委員とすることもあります。

IV 参考資料

1 きのくにコミュニティスクール導入例

【現状・課題】

- ・学校と地域が課題を共有し、双方向に意見を出し合える場面が少ない。
- ・地域の活性化を図るために地域のコミュニティの核として学校を活用したい。

【これまでの学校支援活動の取組】

○きのくに共育コミュニティの取組

- ・本の読み聞かせ
- ・登下校の見守り隊
- ・図書の本の整理
- ・学校花壇の整備



期待すること・・・

- ・学校の方針や課題の共有
- ・地域・家庭の教育力の高まり
- ・学校から地域への積極的な関わり

きのくにコミュニティスクールへ

学校

学校運営協議会の設置

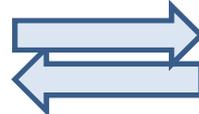
～話し合う内容～

- ・どのような学校や地域にしたいのか
- ・子供をどのように育てていくのか
- ・地域とともにある学校づくりをどのように進めるのか



- 体験学習等でのサポート
- 子供の生活の見守り
- 地域での学習支援

地域へ要望



学校へ要望

- 地域合同避難訓練
- 祭りや清掃活動への参加
- 地域との懇談会



地域

きのくにコミュニティスクールのキーパーソン

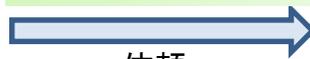
コミュニティ・スクール推進員



《役割》

- ・学校運営協議会の会議運営等。
- ・話し合った内容をまとめる。
- ・話し合った内容をPTA役員や保護者に伝える。
- ・関係者との調整をする。
- ・地域への意見・要望を伝える。

例) 放課後の学習支援をしたいから、適任者を探してください。



依頼

例) 地域の祭りへの参加を呼び掛けてほしい。

コーディネーター

《役割》

- ・学校支援ボランティアを募集し、学校との打合せを行う。
- ・地域の支援活動の様子や意見・要望を学校に伝える。
- ・コミュニティ・スクール推進員との連絡調整を行う。



【学校運営協議会のイメージ】

子供の実態から

地域からの声

学校からの意見

課題の抽出

コミュニティ・スクールで話し合われるテーマは？

次のような「学校の課題」「地域の課題」あるいは「学校・地域共通の課題」などが考えられます。社会総掛かりで子供たちを育てるという視点に立って設定します。

(例)

- ・子供たちの「学力向上」に向けて
- ・「いじめ」の防止に向けて
- ・携帯電話の取り扱いについて
- ・郷土学習の進め方について
- ・放課後の安全対策について
- ・学校と地域合同開催の「運動会」の目標設定について
- ・子供たちの「地域貢献活動」について
- ・小・中学校連携による地域全体での「津波対策」について
- ・あいさつ日本一〇〇町をめざして

課題：「スマホの使い方」

最近、スマホの長時間使用が目立ってきています。

児童会が中心となって、スマホのルールづくりをしたのですが、家庭の協力がなくて…。

どんな方法がありますか。どなたか、協力してくれる人を紹介していただけませんか。

家庭でのルールも作る必要があるので、保護者に働きかけましょう。

スマホのルールについて、保護者や地域の人に知ってもらうことにしましょう。

児童が決めたルールをしおりにして地域に配りましょう。共育コミュニティコーディネーターにも相談してみます。

スマホルールのしおりを作成・配布

スマホ使用のルールについて、学校、保護者、地域が共通理解して子供を見守っている。

上記以外の成果例

課題：「学力の向上」

放課後学習の実施

各学校で5名程度の地域ボランティアを募り運営することで、子供たちの学習を支援している。

課題：「専門性を生かした教育活動」

地域の先生の協力

地域住民が総合的な学習の時間や家庭科等の教科、部活動において、「地域の先生」として協力している。

課題：「地域の活性化」

地域行事への参加

児童生徒が地域の祭りや伝統行事等に参加し、地域の文化を守っている。

2 予算に関する参考資料

『コミュニティ・スクール2016(文部科学省)』より一部抜粋

文部科学省補助事業

コミュニティ・スクール導入等促進事業 <補助率：国1/3※1>

文部科学省では、コミュニティ・スクールの導入に向けて動き始めた地域や、導入して間もない地域に対する支援策を講じ、地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクールについて、一層の拡大・充実を図っています。(都道府県・市区町村教育委員会対象の補助事業※2)

① 導入の促進

- コミュニティ・スクール導入を目指す地域における組織や運営体制づくりに対する支援
- ★ 別途、教員・事務職員の加配措置あり

② 取組の充実

- コミュニティ・スクール導入後における運営体制づくりに対する支援 (CSディレクター※3 配置を含む)

③ 研修の充実

- 管理職や学校運営協議会委員の研修等への支援
- 都道府県・政令市・中核市対象

- ※1 補助については、都道府県の判断により、間接補助とすることも可能。その場合、都道府県、市区町村が1/3ずつ負担。
- ※2 本事業の自治体の負担分(2/3)については、地方財政措置があります。
- ※3 CSディレクター：コミュニティ・スクールの運営や学校期間の調整、分野横断的な活動の総合整備など統括的な立場で調整を行う地域人財。

【県の事業内容・負担割合】

<小・中学校>

- 《市町村補助の主な内容》
- ・学校運営協議会委員報酬等の運営費用
 - ・コミュニティ・スクール推進員の報償費・旅費等
- 《補助率等》
- ・対象：H29～H31の間に導入する小・中学校
 - ・補助期間・補助割合 1～4年目(国1/3、県1/3、市町村1/3) ※H29のみ国1/3、県2/3
 - 5年目以降(市町村3/3)

<県立学校>

- 《主な事業内容》
- ・地域の社会活動等への参加・参画促進
 - ・地域学習・地域産業学習の支援
 - ・インターンシップ・長期就業体験の促進等
 - ・1～4年目(国1/3、県2/3)
 - ・5年目以降(県3/3)

<共育コミュニティ>

- 《市町村補助の主な内容》
- ・コーディネーター報償費
 - ・コミュニティ本部会議運営費
 - ・市町村補助(国1/3、県1/3、市町村1/3)
 - ・県実施分(研修会等：国1/3、県2/3)

3 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（第47条の6）

平成29年4月1日 一部改正・施行

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（学校運営協議会関係）【抜粋】

第四節 学校運営協議会

第四十七条の六 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
- 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
- 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- 四 その他当該教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

4 「学校運営協議会規則」の例

※法律の一部改正に伴う規則改正案

学校運営協議会規則の例（改正案）	学校運営協議会規則の例（現行）
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第47条の6</u>に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という）について、必要な事項を定める。</p> <p>（一協議会の法律上の規定について条番号を修正）</p> <p>（趣旨）</p> <p>第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、〇〇市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長（園長を含む。以下同じ。）の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、<u>保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。</u></p> <p>（一協議会の新たな協議事項として学校運営に必要な支援が加わることから、その役割を明記し、その趣旨に合わせて必要な文言を修正）</p> <p>（設置）</p> <p>第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、<u>小中一貫教育又は中高一貫教育を施す場合その他教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。</u></p> <p>（一協議会の設置を努力義務化することから、文言を修正。また、一定条件の下で複数の学校に一つの協議会を置くことができるようになる旨を追記）</p> <p>2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。</p> <p>（一指定の仕組みを採らなくなることに伴い、協議会の協議の対象となる学校を明らかにするための手続を追記。また、以下、「指定学校」を「対象学校」に改めるよう修正）</p> <p>3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長、当該学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者及び当該学校の所在する地域住民の意見を聞くものとする。</p> <p>（一協議会の設置を努力義務化することに伴い、文言を修正）</p> <p>（学校運営に関する基本的な方針の承認）</p> <p>第4条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>（例）（1）教育課程の編成に関すること</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第47条の5</u>に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という）について、必要な事項を定める。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第2条 協議会は、学校運営に関して〇〇市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長（園長を含む。以下同じ。）の権限と責任の下、保護者及び地域住民の学校運営の参画の<u>促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。</u></p> <p>（指定）</p> <p>第3条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認める場合には、協議会を置く学校を指定することができる。</p> <p>2 教育委員会は、前項の指定を行おうとするときは、指定しようとする学校の校長、保護者及び地域住民の意向を踏まえ、前項の指定を行うものとする。</p> <p>（学校運営に関する基本的な方針の承認）</p> <p>第4条 <u>第3条第1項の指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）</u>の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>（例）（1）教育課程の編成に関すること</p>

- (2) 学校経営計画に関すること
- (3) 組織編成に関すること
- (4) 学校予算の編成及び執行に関すること
- (5) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べるができる。

2 協議会は、第2条に定める趣旨を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関して別に定める事項について、教育委員会を経由し、△△県教育委員会に対して意見を述べるができる。

(一意見の対象となる事項を教育委員会規則で定める場合の一例として追記)

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 (削除)

(一情報の積極的な提供については次条に規定)

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

一 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者等の理解を深めること

二 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること

(一協議結果に関する情報の積極的な提供を努力義務化することに伴い、規定ぶりを修正)

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は○名内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (例)
- (1) 保護者
 - (2) 地域住民
 - (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) 対象学校の校長
 - (5) 対象学校の教職員
 - (6) 学識経験者

- (2) 学校経営計画に関すること
- (3) 組織編成に関すること
- (4) 学校予算の編成及び執行に関すること
- (5) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること

2 指定学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第5条 協議会は、当該指定学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べるができる。

2 協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会を経由し、△△県教育委員会に対して意見を述べるができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価及び情報提供)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、当該指定学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 協議会は、保護者、地域住民等に対して、活動状況を公開する等の方法により、積極的に情報提供に努めなければなら

ない。

(住民参画の促進等)

第7条 協議会は、当該指定学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、当該指定学校の教育活動に対する地域住民等の積極的な参画及び支援が促進されるよう努めるものとする。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は○名内とし、次の各号に掲げる者のうちから、校長の推薦により教育委員会が任命する。

- (例)
- (1) 保護者
 - (2) 地域住民
 - (3) 当該指定学校の校長
 - (4) 当該指定学校の教職員
 - (5) 学識経験者

(7) 関係行政機関の職員

(8) その他、教育委員会が適当と認める者

(一協議会の委員に地域学校協働推進員等の学校運営に資する活動を行う者を追加)

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

(一委員の任命に当たり、校長が意見を申し出ることができることを規定)

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

4 委員は特別職の地方公務員の身分を有する。

(守秘義務等)

第9条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行をおこなうこと
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
- (3) その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと

(任期)

第10条 委員の任期は〇年とし、再任を妨げない。

2 第6条第2項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 (削除)

(一協議会設置の努力義務化に伴い学校の指定制度を取らないこととするため、指定を前提とした規定を削除)

(報酬)

第11条 委員の報酬は別に定める。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。

- 2 会長が会議を招集し、議事を掌る
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(議事)

第13条 協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(6) 関係行政機関の職員

(7) その他、教育委員会が適当と認める者

2 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

3 委員は特別職の地方公務員の身分を有する。

(守秘義務等)

第9条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行をおこなうこと
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
- (3) その他、協議会及び指定学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと

(任期)

第10条 委員の任期は〇年とし、再任を妨げない。

2 第6条第2項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定学校の指定の期間が満了したとき又はその指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。

(報酬)

第11条 委員の報酬は別に定める。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。

- 2 会長が会議を招集し、議事を掌る
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(議事)

第13条 協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の公開)

第14条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第15条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(一協議会の活動により学校運営に支障が生じた場合等の対応として、旧17条に規定していた指定の取消しに代え、必要な措置を講ずる旨を追加)

(削除)

(一協議会設置の努力義務化に伴い学校の指定制度を取らない

こととするため、指定を前提とした規定を削除)

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

(1)本人から辞任の申出があった場合

(2)第9条に反した場合

(3)その他解任に相当する事由が認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(会議の公開)

第14条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第15条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(指導及び助言)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び指定学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(指定の取消し)

第17条 教育委員会は、前条による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。

(1)協議会としての活動の実態がないと認められる場合

(2)協議会としての合意形成が行うことができないと認められる場合

(3)その他学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

2 教育委員会は、指定を取り消す場合には、取消事由を明示した書面を交付しなければならない。

(委員の解任)

第18条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

(1)本人から辞任の申出があった場合

(2)第9条に反した場合

(3)その他解任に相当する事由が認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

5 「和歌山県学校運営協議会規則」

和歌山県教育委員会規則第16号

和歌山県学校運営協議会規則を次のように定める。

平成29年4月28日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

和歌山県学校運営協議会規則

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6第1項の規定に基づき、和歌山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。ただし、同項ただし書に規定する文部科学省令で定める場合にあっては、2以上の学校ごとに1の協議会を置くことができるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 教育委員会は、委員を任命しようとするときは、あらかじめ、対象学校（法第47条の6第2項第1号に規定する対象学校をいう。以下同じ。）の校長の意見を聴くものとする。

(任期)

第3条 委員の任期は、任命の日から同日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(解任)

第4条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

- (1) 辞任を申し出たとき。
 - (2) 職務の遂行に支障があると認められるとき。
 - (3) 職務を怠ったとき。
 - (4) 委員たるにふさわしくない非行があったと認められるとき。
 - (5) 第7条前段の規定に違反したと認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると認められるとき。
- 2 対象学校の校長は、当該対象学校に係る協議会の委員について前項各号（第1号を除く。）のいずれかに該当すると思料するときは、直ちにその旨を教育委員会に報告しなければならない。
- 3 教育委員会は、第1項の規定により委員を解任する場合には、当該委員に対してその理由を示さなければならない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密保持義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は、公開する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、その旨を会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、議事を妨げる行為をしてはならない。

(基本的な方針に定める事項)

第9条 法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 対象学校の経営計画に関する事項

(2) 対象学校の校長が、当該対象学校の所在する地域の住民、当該対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者その他の関係者に対して、当該対象学校の運営に関する必要な協力を求める事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が対象学校の運営に関して必要と認める事項

(対象学校の運営に関する事項についての意見)

第10条 協議会は、法第47条の6第6項の規定により意見を述べようとするときは、当該意見を記載した書面を提出するものとする。

2 協議会は、教育委員会に対して前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴いた上で、当該対象学校の校長を経由して行うものとする。

(対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項)

第11条 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 対象学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する事項であって、当該対象学校の教育上の課題の解決を図るための一般的なもの

(2) 対象学校の校長が意見を求める事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が意見を求める事項

(対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項についての意見)

第12条 第10条の規定は、法第47条の6第7項の規定により意見を述べようとするときについて準用する。

(指導及び助言)

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況に関して的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、当該対象学校の協議会が適切な活動を行うことができるよう情報の提供に努めるものとする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営その他協議会に関し必要な事項は、和歌山県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県学校運営協議会の運営に関する要綱を次のとおり定める。

平成29年6月5日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

和歌山県学校運営協議会の運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、和歌山県学校運営協議会規則（平成29年和歌山県教育委員会規則第16号。以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6第1項に定める学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象学校としての認可)

第2条 和歌山県教育委員会の所管に属する学校（以下「学校」という。）で法第47条の6第2項第1号に規定する対象学校の校長に、和歌山県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、対象学校指定書（別記第1号様式）を交付するものとする。

2 対象学校指定書の交付を受けた校長は、速やかに書面により規則第2条第2項に規定する意見を述べるものとする。

3 前項の意見には、学校運営協議会委員候補者名簿（別記第2号様式）を添付するものとする。

(委員の任命)

第3条 和歌山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第47条の6第2項の規定により任命した委員に対し、任命書（別記第3号様式）を交付する。

2 前項に定める任命書の交付は、当該委員が属する協議会が置かれた学校の校長を経由して行う。

(委員の報酬及び費用弁償)

第4条 委員に報酬を支払う場合の当該報酬の額は、日額3,600円とする。

2 1会計年度について、委員に支払う報酬の額は、14,400円を超えないものとする。

3 委員の費用弁償は、職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号。以下「条例」という。）の規定による一般職の職員に支給する旅費相当額とする。

(委員たる校長)

第5条 教育委員会は、対象学校の校長を委員（以下委員として任命された対象学校の校長を「委員たる校長」という。）として任命するものとする。ただし、対象学校の校長を委員として任命することが適切でない事情が認められる場合は、この限りでない。

2 委員たる校長が、対象学校の校長でなくなった場合、教育委員会は、当該委員たる校長を解任するものとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会は、規則第5条第2項の規定による互選の際は、委員たる校長を会長又は副会長に互選しないものとする。ただし、会長又は副会長として適任の委員がない場合は、この限りでない。

(基本的な方針の不承認)

第7条 対象学校の校長は、協議会が法第47条の6第4項に定める基本的な方針について不承認の決議をした場合、当該決議の理由を教育長に報告し、協議しなければならない。

2 教育長は、前項に規定する協議を受けたときは、当該協議をした校長に助言又は指導を行うものとする。

(協議会の庶務)

第8条 協議会の庶務は、当該協議会が置かれた対象学校において処理する。

(補助員)

第9条 対象学校の校長は、協議会の会議の開催準備その他協議会の庶務及び地域との連携事業を効果的に遂行するため、当該対象学校の教職員以外に協力者（以下「補助員」という。）を依頼することができる。

- 2 対象学校の校長は、前項の依頼をするにあたっては、あらかじめ教育長と協議しなければならない。
- 3 対象学校の校長は、補助員から次の各号に掲げる事項を記載した承諾書（別記第4号様式）を徴さなければならない。

- (1) 受諾した者の署名又は記名押印
- (2) 協力の内容
- (3) 協力に対して謝金を支払う場合は、支払方法及び支払予定期日
- (4) 当該協力によって知り得た情報を外部に漏らさない旨の誓約
- (5) その他対象学校の校長において必要と認める事項

- 4 補助員に謝金を支払う場合の謝金の額は、日額3,600円とする。
- 5 1会計年度について、補助員に支払う謝金の額は、54,000円を超えないものとする。
- 6 補助員の特別旅費は、条例の規定による一般職の職員に支給する旅費相当額とする。
(報告及び広報)

第10条 対象学校の校長は、毎年度4月末日までに、当該年度の前年度に係る協議会の活動状況を、教育委員会に報告するものとする。

- 2 前項に定める報告は、学校運営協議会活動状況報告書（別記第5号様式）により行うものとする。
- 3 対象学校の校長は、協議会の活動状況の広報に努めるものとする。
(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月5日から施行する。

きのくにコミュニティスクールのつくり方

和歌山県教育委員会

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

総務課（総括）

TEL：073-441-3641

FAX：073-432-4517

生涯学習課（共育コミュニティ関係）

TEL：073-441-3721

FAX：073-441-3724

義務教育課（予算関係）

TEL：073-441-3651

FAX：073-432-3652

義務教育課児童生徒支援室（補助金関係）

TEL：073-441-3689

FAX：073-424-8877